

教員養成フラッグシップ大学審査要項

〔令和3年7月30日〕
教員養成フラッグシップ大学推進委員会決定

教員養成フラッグシップ大学の審査は、教員養成フラッグシップ大学推進委員会（以下「推進委員会」という）が定める以下の審査基準に基づいて行う。

(1) 審査の手順

推進委員会の審査は、提出された申請書類による「書面審査」及び「ヒアリング審査」を行う。なお、申請数が多い場合には、「書面審査」を一次審査とし、その結果一部の大学のみが「ヒアリング審査」として二次審査の対象となる可能性がある。（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）

また、指定にあたっては、推進委員会から構想の改善のための意見を申請大学に伝える場合がある。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえ、ヒアリング審査をオンライン通信による実施とする可能性がある。

(2) 書面審査及びヒアリング審査

【審査の観点】

- ① 構想の実現に向け、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との効果的かつ先進的な連携体制の構築が計画されているか。人的・資金的リソースの提供等、連携先との協力関係が明確であるか。
 - ・ 国内外の大学や研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との連携に積極的かつ効果的に取り組んでおり、顕著な実績を有しているか。
 - ・ 取組を実施するために連携する、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との緊密な連携体制が構築されているか。
 - ・ 教育現場や教育行政関係機関との連携において、目指すべき人材像を共有した上で、現場の意見を反映しつつ、取組の実効性を担保するための連携体制が構築されているか。

② 当該領域（テーマ）において求められる人材像と人材育成の具体的な目標が設定されており，当該領域（テーマ）に関する優れた研究開発構想を有しているか。（新たな価値の創造，学問領域の創造・再編等）

- ・ 「教員養成フラッグシップ大学公募要領」中の２．（１）①～⑦に示す課題に関し，「令和の日本型学校教育」を担う新しい学校像や教師像をイメージした新たな教員養成カリキュラムや科目の開発等に関する構想が含まれているか。
- ・ 教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を含め，先端技術，科学的知見，外部人材等を効果的に活用した創造的，革新的，挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有しているか。また，その達成に向けて具体的で意欲的かつ戦略的な達成目標が設定されているか。
- ・ 教員養成及び教員養成に関連する分野の研究において，特に優れた実績を有しているか。また，附属学校において我が国の教育課題に対応した顕著な教育研究実績と今後の挑戦的な計画や構想を有しているか。
- ・ 教員養成に関し，当該大学の強みや特色等をどのように把握し，何を伸ばさせようとし，何を改善しようとしているのか等の分析がなされているか。
- ・ 教育委員会と積極的かつ緊密に連携した現職研修等多様な現職教員向けコースの設置，これらの研修や学び直しにおける先端技術の活用等を行っており，その実績と計画を有しているか。

③ 構想を実現するための十分な教育・研究基盤があるか。（研究組織，教員組織，教学マネジメント組織等）

- ・ 教職課程に関わる全学部・学科等，教職大学院，附属学校が参画し，学長のリーダーシップの下に，全学で一体的かつ継続的に構想の実現に取り組むガバナンスやマネジメントの体制が構築されているか。フラッグシップ大学としての取組のために大胆な組織改革やリソースの集中投資を行うことが可能な体制が構築されているか。
- ・ 先導的・革新的な取組の検証結果を踏まえた大学の教職課程の変更等のカリキュラム改革や学部・学科等の改組，教員養成に関する制度改革についての具体的な提案を行うことのできる能力，体制を備えているか。

- ・ 教員養成フラッグシップ大学としての役割を果たし、達成目標を実現するために必要な教育環境及び財政的な基盤（外部資金の獲得を含む）を有しているか。特に、教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を有しているか。
 - ・ 多様なバックグラウンドを持つ者、実践と研究を融合できる者、協働して分野横断的な研究ができる者等を大学教員として積極的に養成・採用するとともに、FD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施を行うなどこれらを効果的に育成・活用するための具体的な研修・キャリア形成支援の体制を備えているか。また、こうした教員の活動を支援する体制を備えているか。
- ④ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の成果を全国的に展開する仕組みを構築することとしているか。
- ・ 教員養成に関する先導的・革新的な取組の成果や課題を評価、分析し、他の大学や教育現場でも活用できるものに普遍化し、その成果を発信して全国各地での実践・展開につながる取組の実績を有しているか。
 - ・ 全国的な教員養成ネットワークや、先導的なプログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム等を構築するなど、本構想の成果の発信・展開に関して、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との具体的かつ戦略的な連携構想を有しているか。成果の普及状況についてのフォローアップに関する構想を含むものであるか。
 - ・ 教員養成に関する具体的なカリキュラム・プログラム・授業案等とその実施に必要な教材・指導補助資料等の展開を伴ったものとしているか。

【審査基準】

- 各審査項目について、以下の1～5の審査基準に従って評価する。

5点：大変優れている	4点：優れている	3点：普通である
2点：やや劣っている	1点：劣っている	

【評価方法】

- 各申請大学につき利害関係者を除く委員がそれぞれ審査を行う。
- 各委員の付した審査点について、以下の加重割合に従って総合審査点を算定し、総合審

査点の平均を当該申請大学の審査点とする。

- 学長、学部長、申請内容等について責任を持って説明できる者等に対し、審査項目①～④の観点に沿ってヒアリングを行う。
- ヒアリングを実施したプログラムについては、ヒアリングの内容を基に、必要に応じて書面審査の内容を踏まえつつ、審査基準に従った審査を行うとともに、必要に応じて審査意見を付す。

	加重割合	評価点
① 構想の実現に向け、他大学、研究機関、教育現場、教育行政関係機関、NPO、民間事業者等との効果的かつ先進的な連携体制の構築が計画されているか。人的・資金的リソースの提供等、連携先との協力関係が明確であるか。	1 倍	1～5 点
② 当該領域(テーマ)において求められる人材像と人材育成の具体的な目標が設定されており、当該領域(テーマ)に関する優れた研究開発構想を有しているか。(新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等)	2 倍	2～10 点
③ 構想を実現するための十分な教育・研究基盤があるか。(研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等)	1 倍	1～5 点
④ 当該領域(テーマ)における優れた研究・人材育成拠点として構想の成果を全国的に展開する仕組みを構築することとしているか。	1 倍	1～5 点
総合評価点		5～25 点

(3) 指定大学の選定

- 委員は、書面審査及びヒアリング審査の内容を総合的に判断して必要に応じ審査意見を付した上で、指定すべき大学として教員養成部会に提案するものを選定する。